

民間自主規格の策定及び改定について

平成17年4月22日

日電規委17第004号

日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、民間が自主的に制定し使用している規格の策定、および改定の承認を予定しておりますので、お知らせいたします。

ご意見のある方は理由を付して文書でご連絡下さい。

1. 件名

- (1) 民間自主規格「JESC E0009(2000)電力保安通信規程」の一部改定について
- (2) 民間自主規格「発電所等における騒音振動防止対策指針」の策定について
- (3) 民間自主規格「JESC T0003(2000)発電用蒸気タービン規程」の改定について
- (4) 民間自主規格「JESC E0005(2000)内線規程」の改定について

2. 案件の趣旨・目的、内容等について

- (1) 民間自主規格「JESC E0009(2000)電力保安通信規程」の一部改定について

a. 改正案を策定した委員会

(社)日本電気協会の送電専門部会

b. 民間規格の改定の趣旨、目的、内容等

電力保安通信設備は、電力保安通信規程、電力用規格及び電力各社個別の仕様書等に規定されている性能を満足する装置を用いて構築されており、従来より電力保安通信に特化した装置が採用されています。これは、ライフラインである電気の安定供給には発電所や変電所等の運転・制御情報を途絶することなく伝送する必要があることから、これらの情報を伝送する電力保安通信設備に対しても必然的に高性能・高信頼度が要求されることに起因しています。

一方、昨今のIP（インターネットプロトコル）を始めとする通信分野の技術革新は目覚ましく、安価で高性能な汎用機器の電力保安通信設備への適用についても検討しています。

この検討過程において、標記「電力保安通信規程」の中の「通信機器の絶縁耐力等」を汎用機器へ適用するにあたり、該当する回路を誤認させる恐れがある内容が確認されました。

この誤認を未然防止し、かつ安価な汎用機器の円滑な導入を妨げないようにすることを目的に、「電力保安通信規程」の中の「通信機器の絶縁耐力等」について改定を

行うもので、平成 17 年 3 月に(社)日本電気協会の送電専門部会で承認され、日本電気技術規格委員会に評価・承認を要請されたものです。

(2) 民間自主規格「発電所等における騒音振動防止対策指針」の策定について

a . 改定案を策定した委員会名

(社)日本電気協会の発電専門部会

b . 民間規格の策定の趣旨、目的、内容等

「発電所等における騒音防止対策指針」(JEAG5001)は、昭和 43 年 12 月に「騒音規制法」が施行されたことを受け、発電所等における騒音測定の方法ならびに低減・防止対策について、約 3 年間に渡って調査研究が進められ、昭和 46 年 12 月に、発電所、変電所、開閉所等を対象とした騒音防止対策指針として制定されていたものです。

今回は、騒音に関する内容について今日的な見直しを実施するとともに振動に関する事項についても追加し、改訂を行うもので、「発電所等における騒音振動防止対策指針」として平成 17 年 2 月に(社)日本電気協会の発電専門部会で承認され、日本電気技術規格委員会規格として策定するため、日本電気技術規格委員会に評価・承認を要請されたものです。

本指針は、水力発電所および変電所ならびに開閉所等における電気機器騒音・振動の特殊性を考慮した騒音・振動測定法と騒音・振動の低減施設の設計など、諸対策について詳細に解説してあります。

(3) 民間自主規格「発電用蒸気タービン規程 (2005 年版)」の改定について

a . 改定案を策定した委員会名

(社)日本電気協会の火力専門部会

b . 民間規格の改定の趣旨、目的、内容等

火力発電所は、多種多様な設備で構成されておりますが、その内蒸気タービン等に関する考え方について、(社)日本電気協会の電気技術規格「発電用蒸気タービン規程」(JEAC 3703)としてとりまとめたものを、平成 12 年 3 月に当委員会の規格(JESC T0003(2000))として制定しました。

今回は、「発電用蒸気タービン規程」に「地熱発電設備規程」、「蒸気タービンロータ非破壊検査規程」及び「蒸気タービン及び発電機の防火対策規程」を統合し、改訂を行うもので、平成 17 年 3 月に(社)日本電気協会の火力専門部会で承認され、日本電気技術規格委員会に評価・承認を要請されたものです。

(4) 民間自主規格「内線規程 (2005 年版)」の改定について

a . 改定案を策定した委員会名

(社)日本電気協会の需要設備専門部会

b . 民間規格の改定の趣旨，目的，内容等

「内線規程」は，(社)日本電気協会の電気技術規程（JEAC 8001）として昭和 43 年に制定されて以来，需要場所における電気工作物の設計，施工，維持，検査の業務に従事する人が保安上守るべき技術的事項を定めた民間自主規格として広く活用されており，平成 12 年 6 月に日本電気技術規格委員会の規格（JESC E0005(2000)）として制定しました。

今回の改訂は，需要設備専門部会において実施したアンケート調査などを基に「規定内容の見直し」，「規定内容の明確化」，「電気設備の技術基準の解釈改正に伴う規定の追加」及び「関連規格（JIS など）の制定・改正に伴う規定の見直し」を行ったものであり，平成 17 年 4 月に(社)日本電気協会の需要設備専門部会の承認を経て，日本電気技術規格委員会に評価・承認を要請されたものです。

3 . 民間自主規格発行予定日

平成 17 年 6 月以降

4 . 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で閲覧が可能です。また，郵送による資料の送付も行っていますので，お問い合わせ下さい。ただし，複写代及び郵送代の実費をご負担下さい。

(問い合わせ先，意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 ((社)日本電気協会内)

電 話 : 03-3216-0553 内線 252

F A X : 03-3214-6005

E-mail : staff@jesc.gr.jp

所在地 : 〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビル北館 4 F

5 . 意見提出期間

受付開始日 平成 17 年 4 月 22 日 (金)

受付終了日 平成 17 年 5 月 25 日 (水)

6 . 注意事項

ご意見は，氏名・連絡先（住所，電話番号，Fax 若しくは電子メールアドレス）を明記し，書

面若しくは電子メールにて提出くださるようお願いいたします。

また、頂きましたご意見等につきましては、連絡先を除きすべて公開される可能性があることをご了承下さい。

備考： 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成9年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。